

2025 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 J F E ホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 北野 嘉久
(コード：5411)
問 合 せ 先 I R 部広報室長 高見 朋子
電 話 番 号 03-3597-3842 (代)

中長期業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には中長期業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、役務提供の対価として当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）と取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）、ならびに事業会社である J F E スチール株式会社、J F E エンジニアリング株式会社、J F E 商事株式会社（以下、「事業会社」といいます。）の取締役（業務執行取締役に限ります。）と取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）（以下、対象者を総称して「当社グループ取締役等」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 8 月 20 日 (水)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 340,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,770 円
(4) 処 分 総 額	601,800,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く) 2 名 31,000 株 当社の取締役を兼務しない執行役員(国内非居住者を除く) 3 名 12,000 株 事業会社の取締役(業務執行取締役に限る) 17 名 122,000 株 事業会社の取締役を兼務しない執行役員(国内非居住者を除く) 65 名 175,000 株 (注 1、2)

(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。
-----------	--

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社グループ取締役等への給付を行うために行われるものであり、役務提供の対価として当社グループ取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には当社グループ取締役等を記載しております。

(注2) 当社グループ取締役等には、本制度に基づき、役位および業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。したがって、実際に当社グループ取締役等に給付される当社株式等の数は、当社グループ取締役等の役位および業績達成度等により変動いたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入し、2021年6月25日開催の第19回定時株主総会において本制度の一部改定についてご承認をいただきました。その後、2025年6月25日開催の第23回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行することについてご承認いただきましたことに伴い、本制度の継続および一部改定についてご承認いただき今日に至っております（本制度の概要につきましては、2018年4月26日付「取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2021年5月7日付「取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」ならびに2025年5月8日付「取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、役務提供の対価として当社グループ取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社グループ取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2025年3月31日現在の発行済株式総数639,438,399株に対し0.05%（2025年3月31日現在の総議決権個数6,328,564個に対する割合0.05%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2025年5月8日付「取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2025 年 8 月 20 日

追加信託金額 601,800,000 円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 340,000 株

株式の取得日 2025 年 8 月 20 日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（2025 年 7 月 2 日から 2025 年 8 月 1 日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である 1,770 円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近 1 か月としたのは、直近 3 か月、直近 6 か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額 1,770 円については、取締役会決議日の直前営業日の終値 1,739.5 円に対して 101.75%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 1,707 円（円未満切捨）に対して 103.69%を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 1,750 円（円未満切捨）に対して 101.14%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上